

京都市上下水道企業管理規程第7号

京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成17年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

第1条 京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部を次のように改正する。

別表配水事務所の項を削り、同表蹴上浄水場の項中「担当課長補佐又は担当係長」を「〃」に改め、同表疏水事務所の項の次に次の1項を加える。

配水事務所	〃	事務係長
-------	---	------

別表東部支所の項及び八条支所の項を削り、同表みなみ管路管理センターの項中「所長」を「〃」に改め、同表山科支所の項及び西部支所の項を削り、同表ポンプ施設事務所の項中「所長」を「〃」に改め、同表施設建設課の項中「課長」及び「事務係長」を「〃」に改める。

第2条 京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部を次のように改正する。

別表疏水事務所の項の次に次の1項を加える。

漏水修繕センター	〃	事務係長
----------	---	------

別表配水事務所の項中「事務係長」を「〃」に改める。

附 則

この規程中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成17年5月16日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)